

中國における末法思想隆普の一齣

——新發現窄澗谷太平寺摩崖刻經〈金棺經〉の研究——

手 島 一 真

はじめに

河南省沁陽市にある窄澗谷太平寺摩崖遺跡が、筆者の現地調査において〈金棺經〉を含むものであることが判明したことは、別稿にて發表したところである。⁽¹⁾ 金棺經とは、後述するように、北朝の系譜を引く隋朝の初期（南朝の後梁および陳も併存していたため南北朝時代の最末期でもある）には成立していた中國撰述佛典の『佛在金棺上囑累經』（以下、金棺囑累經と略稱）を基本形とし、やがて初

唐期以降には内容の増廣を経て『如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經』（以下、金棺敬福經と略稱）と題し變容を遂げたものであり、本稿ではこれらを總じて金棺經と稱している。これらの經典中や諸種の經典目錄に金棺經の略稱は見えないが、ここに報告する窄澗谷太平寺摩崖には、石刻經文に付された刻記に「金棺經」の呼稱が遺っており、當時この略稱が用いられたことが判る。そこで本稿では、これら複數の經典の總稱を金棺經とし、窄澗谷太平寺摩崖遺存の經典

については〈金棺經〉と山括弧を付して記すこととする。

本稿においては、既知の金棺經經文と新發現〈金棺經〉經文との比較を通じ、複數ある金棺經經文中における〈金棺經〉の位置づけを明らかにすることと、先の拙稿において課題として掲げていた當該遺跡における本經の意味の鮮明化を圖ることを目的としている。

註

(一) 拙稿「中國における末法思想隆普の一齣——新發現『金棺經』所刻石窟における刻記の釋讀研究——」（『立正大學大學院紀要』第三六號、令和二年三月）。

(二) 傳世文獻では、初唐の道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』の序に「金棺經」と出るのが最古と見られる。

一 經録に見える金棺經

中國の佛教史上において成立した各種經録における、金棺經の紹

介は次のごとくである。

法經『眾經目錄（法經錄）』（五九四）卷四「敬福經一卷」

彦琮『眾經目錄（仁壽錄）』（六〇六）卷四「敬福經一卷」

道宣『大唐内典錄』（六六四）卷一〇「敬福經」「金棺囑累經」

（いずれも一卷扱い）

靜泰『眾經目錄（靜泰錄）』（六六六）卷四「敬福經一卷」

明佺等『大周刊定眾經目錄（大周錄）』（六九五）卷一五「金棺

敬福經一卷」

智昇『開元釋教錄（開元錄）』（七三〇）卷一八「敬福經一卷」

（具題を「如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經」とし、内典錄の

「金棺囑累經一卷」は法經錄の「敬福經」と同一であるとす
る。

圓照『貞元新定釋經目錄（貞元錄）』（八〇〇）卷二八 開元錄

を襲用。

後に見るように、本經の現存最古のテキストは隋・開皇九（五八
九）年「章仇禹生等造經像碑」に刻石されたもので、そこにおける
經題は「佛在金棺上囑累經」である。ところが現存經錄を見渡すと、
最も早く本經を紹介する隋の『法經錄』では「敬福經」となってお
り、「章仇碑」には見えない「敬福」の題を冠している。「福」字は

本經中に頻出し、象徴的な言辭といえるものであるが、當初の經題
から僅か數年にして新たな經題が登場したことは、何を意味するの
であろうか。

そもそも金棺とは、部派（小乘）涅槃經において、佛陀滅度の際
の葬法として釋尊自身により示されたものであった。西晉の白法祖
譯『佛般泥洹經』、後秦の佛陀耶舍・竺佛念譯『佛說長阿含經』「遊
行經」、東晉の失譯『般泥洹經』、東晉の法顯譯『大般涅槃經』が、
金棺を用いた佛陀の葬法を伝える經典として傳來していた。これら
を踏まえて現れたのが、南齊・曇景譯と稱する『摩訶摩耶經』であ
る。『摩訶摩耶經』は、入滅して金棺に納められた釋迦が、兜率天よ
り降下して嘆き悲しむ母摩耶のために、今一度金棺より起き上がり、
母のために説法をしたという話を伝えるものである。また同經には、
佛滅後一五〇〇歳をもって佛法は滅盡するとの記述を含む教えが説
かれており、中國における末法思想の初期的展開を見ることができ
る經典でもある。

金棺經の話柄には、後掲の現代語譯にも觸れたとおり、『摩訶摩耶
經』によって初めて示された、佛法滅盡に際して龍王が一切經藏を
持し去るくだりを前提とした描寫があるのであるが、實は金棺經に
釋尊の母たる摩耶は登場しない。それどころか、『摩訶摩耶經』では
釋尊が一旦入滅された後、それを悲しむ摩耶を慰める形で釋尊が再
生し、教えを垂れたのであったが、本經では釋尊が涅槃について説

きおえてはいるものの、その入滅については言明されず、釋尊自ら金棺に入るような敘述がなされ、その直前に金棺の載る車に坐して説法した、という設定となっている。つまり金棺經では、『摩訶摩耶經』で最大のテーマとされていた入滅後の再生説法の描寫は捨象され、重視されていない。ということは、本經撰者は當時重視されていた涅槃の教えに本經が関連していると強調することを主たる目的として、敢えて「金棺」の語を經題に冠して入滅直前の教えであることを示した、と考えられるのである。

また本經の趣旨は、僧俗による寫經・造像の儀軌や原則、寫經・造像における金錢授受の是非や在り方を説いて、得福の道を示すことにあつたが、それは當時の中國における寫經・造像活動の流行した世相を反映したものと見られる。この趣旨をより正確に表した經題として新たに「敬福經」が用いられた、ということになる。

すなわち、釋尊の入滅と再生説法を象徴する「金棺」を會座としていた『摩訶摩耶經』は、佛敎界に衝撃を與えた見え、後の梁・僧祐『釋迦譜』、梁・僧旻及寶唱等『經律異相』、唐・道宣『釋迦方志』、唐・道世『法苑珠林』などに度々引用紹介されることになる。⁽¹⁾そこで『摩訶摩耶經』によって周知されたこの「金棺」の語を冠したことは、金棺經にとって斯界の耳目を集めるには有効であつたらう。しかし、「佛在金棺上囑累經」という經題は、「佛が金棺の上になつて(後の者に)ゆだねる(囑・累ともに、ゆだねるの意)」とい

う外觀的な特徴を示すものであつたが、經の趣旨を伝えるものではなかつたため、隋の『法經錄』のごとく「敬福」の語を冠した呼稱への變化が早い時期から起こつたのではないだろうか。

註

(一) 法經錄の「敬福經」と「金棺囑累經」との関係については議論の餘地がある、と侯旭東氏は指摘している。侯旭東「敬福經」雜考(方廣錫(主編)『藏外佛敎文獻』第四輯、北京・宗教文化出版社、一九九五年一二月)。

(二) 初唐(武則天期)の涅槃變碑像における『摩訶摩耶經』の影響については、安田治樹「唐代則天期の涅槃變相について(上)／(下)」(『美學美術史論集』第二集／第三輯、成城大學大學院文學研究科、一九八一年九月／一九八二年六月)、岸田悠里「中國における涅槃變相圖と『釋迦譜』」(『龍谷大學大學院文學研究科紀要』第三五集、二〇一三年一二月)に考察がある。また岸田悠里「敦煌で流行した『佛母經』——疑經の文化的受容の一端——」(『龍谷大學佛敎學研究室年報』第一八號、二〇一四年三月)は、敦煌壁畫における金棺出現圖が、敦煌文獻に遺る『佛母經』に依據したものと考察する。

二 「金棺經」の刻石趣旨

前稿において、窄澗谷太平寺摩崖の石窟刻記に記された「精誠」の語に留意すべきことを掲げていた。すなわち刻記では「精誠の檀越」とあって、沙門貴法による石窟造營に寄與した供養主たちを、そのように表現していたのであった。

「精誠」の語は、本經においては二箇所に見れる（後掲の傍譯も参照されたい）。

「もし精誠のものであるならば、〔寫經や造像の供養が〕數少なかつたとしても、その福は甚だ多いのである。」

「もし寫經・造像に精誠・敬心をもつてすれば、經の一偈であつても、像の拇指〔のごとき〕であつても、その福は最大である。」

精誠とは、譯註に示したとおり、「眞心を込めた」「誠心誠意の」という意味であり、本經においては、それが寫經・造像の際に最も大切な要素であることを、強く主張するのである。

一般的にいえば、刻記での「精誠」の表現は、石窟造營に寄與した多くの民衆に對する形容と贊辭として用いられたものであろう。

約一二〇人が刻された供養主の名は、判讀できない箇所が半ば以上であつたが、少なくとも「像主」の肩書きが判讀できる三〇名ほどの箇所に世俗での肩書きを並記したものは皆無であつた。また、とくに高貴の者が關與したのであれば、それは石窟刻記自體に言及が

あつておかしくないが、それも無かつた。同刻記における「精誠」の表現は、

精誠の檀越、珪□□□□□□□□著、共に松心を結び、山を跨ぎ石に構え、道を愛おしみ金を傾け、餽は四事を供され、樹果は彌よ深なり。

とある「精誠の檀越、珪某」に用いられたものである。この檀越が石窟造營に際し多大な功を積んだことが窺われる一文であるが、そこに肩書きは記されなかつたようである。とするならば、この造營に與つた他の一二〇名の者たちも、ほとんど無名の庶民であつたか、あるいは肩書きがあつたとしてもそれを記さない思考の中にあつたといふべきであらう。

唯一の例外は、「大隨皇帝」の稱號刻字である。しかし皇帝は直接の檀越ではない。これと前後する時代や、他の地域の遺跡には、「上爲皇帝陛下、下爲七世父母」といった定型句的な供養文を頻見するが、ここにはそれも無かつた。珪某の一文の直前に、

大隨皇帝、瑞託の人君たり、光を正化に舒べ、金輪を秉御し、聖道を闡弘め、衰雲を屏過り、舍利を感徹し、聲謠げ遠く聞こゆ。

とあつたのが、隋帝に言及した一文である。ここにおける隋の文帝は、北周末期の佛教廢棄から佛教尊重へと國全體の政教策を一八〇度方針轉換し、佛教に基づく政治を行う轉輪聖王に擬えた表現が爲

されている。「金輪を乗御」する者とは、轉輪聖王のうちの金輪王を指す。轉輪聖王である君主が佛教の重興をめざして政を執り、「精誠」の檀越が〈金棺經〉の説くごとく正しい供養を行って正當な福德を得る。石窟開鑿の由来を記した石窟刻記は、このことを鮮明にすることも併せて意圖していたと言い得よう。

よって當寺における本經刻石の趣旨は、隋の文帝による佛教興隆政策の治下にあっても、前代に強まった末法の危機意識を忘れず、形ばかりの供養に走りがちな風潮を批判し、真摯なる精神の下での供養を追求すべきである、との思考にあった。いわばこれは、佛教教團内部における自律的な志向を示すものであったと見られるのである。

註

(一) 珪姓については、「源出は不詳、稀な姓氏であるが、河南の鞏(鞏義市)にある」との記事が、インターネットサイトの「百家姓大全」に載っている。https://xing.911cha.com/xing_珪.html (二〇二〇年二月一日時點)

三 金棺經の諸テキストについて

(一) 金棺囑累經

・隋・開皇九(五八九)年「章仇禹生等造經像碑」刻本
碑に記される具名は「佛在金棺上囑累經」。

A 中國國家圖書館所藏拓本

碑文(經文部分)の拓本二種のうちの一つは中國國家圖書館所藏品で、少なくとも三つに斷裂した拓片のうち二個のものである。北京圖書館金石組〔編〕『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』(鄭州:中州古籍出版社、一九八九—一九九一年)第六冊に収録され(圖一参照)、高一七九糎、寬八一糎とある。東魏の刻とされるが、隋の誤りである。現在、同圖書館の運営するインターネット上のサイト「文津」で拓本の簡略な紹介とサムネイル畫像を公開している。

“<http://find.nlc.cn/search/showDocDetails?docId=5378641710340551051&dataSource>” (二〇二〇年一月二〇日時點)

その説明によれば、この拓本は清・乾隆年間の摹拓とされるから、碑はすでに清代以前に破斷を被っていたことになる。後掲Dの底本はこれであり、本論文においてもこれを比較表

中の〔一〕の主底本とする。

B 臺灣中央研究院所藏拓本

もう一つの拓本は臺灣の中央研究院歴史語言研究所の所藏品で、こちらもAと同じ拓片二個のものである。摹拓時期は不明。中央研究院數位文化中心の運営するインターネット上のサイト「典藏臺灣」において大方の文字が視認できるサムネイル畫像を公開している。本論文では、副底本とする。

"<https://catalog.digitalarchives.tw/item/00/33/3d/2abhtml>"
 (碑の上半。二〇二〇年二月二〇日時點)

"<https://catalog.digitalarchives.tw/item/00/33/3d/2bhtml>"
 (碑の下半。二〇二〇年二月二〇日時點)

C 魯迅筆録本

魯迅が經文と刻記を筆録したものの『魯迅日記』「丙申（一九一六年）日記」十一月二十六日條にいう、留黎廠（琉璃廠）で購入した「隋石經殘石一枚」拓本によると見られる）で、「章仇禹生造經像并金棺經」と題して北京魯迅博物館・上海魯迅紀念館（編）『魯迅輯校石刻手稿』第二函第五册（上海：上海書畫出版社、一九八七年七月）に收録。これによれば、石高七尺八寸、廣三尺。配置は、碑陽に佛教造像。碑陰に經名

一行（筆者補足、此一文中以下同様・經名下に五人の供養主名）、經文が一六行で行四八字（經文最終行末尾に一人の供養主名）、題名一行（すなわち一〇人の供養主名）。碑側に、題名が二行（すなわち各行一人の供養主名）、年月が一行「大隋開皇九年歲次己酉□二月□訖功」（魯迅は十二月とする）、行の文字數は不等。いずれも文字は正書。山東汶上辛家海の三官廟前にある、とする（當時）。なお拓本によれば、經文の一行文字數は、実際には四八字に前後する行もある。

D 侯旭東氏整理本

方廣錫（主編）『藏外佛教文獻』第四輯（北京：宗教文化出版社、一九九八年九月）は疑偽經の章において、『如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經』の項の下に、侯旭東氏の整理に成る「佛在金棺上囑累經」と「如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經」の兩經の校勘經文と、侯氏の論考『《敬福經》雜考』を掲載する。このうち「金棺囑累經」は、前記Aを底本とするが、その闕損部分を〔三〕によって校合・補綴した經文を掲載している。校合・補綴部分は註で明記されるものの、意味の上から改字されている箇所もあり、また釋文を筆者と異にする箇所もあって、参照する際には注意が必要である。また同氏の整理において、『須菩提言…「世尊、何者是法、何者非法？」佛言…』

と記載（金棺敬福經に基づき補記）されているが、行文字數から見て〈須菩提言：「世尊、何者是法？」佛言……〉（本表一八行目）であつたと推定される。これは（二）の太平寺摩崖本（金棺經）と合致することを意味し、原文の近似性を指摘できることになる。なお同氏の論考はこの經を扱うに當つて必讀の著作であり、筆者も大いに裨益されたことをここに記して謝す。

（二）〈金棺經〉

E 河南省焦作市沁陽市 窄澗谷太平寺摩崖（眞谷寺）造像刻經 遺跡刻本

この刻本は、二〇一〇年六月に筆者が行つた現地調査において發見した刻本テキストである。

當遺跡の概況については、すでに國家文物局（主編）・河南省文物局（編制）『中國文物地圖集 河南分冊』（北京：中國地圖出版社、一九九一年二月）二〇九頁「窄澗谷太平寺摩崖」の項、および河南省文物局（編）『河南省文物志』（北京：文物出版社、二〇〇九年九月）四六五～四六六頁「窄澗谷太平寺摩崖」の項として記されるが、この〈金棺經〉に關する言及は全く無い。

筆者による當遺跡調査の概要は、すでに拙稿「中國〈中原〉

地域 北朝隋唐時期 佛教石刻調査概報—平成22（2010）年度第一次現地調査における基礎的情報—」（『法華文化研究』第四二號、二〇一六年三月）で報告したが、この〈金棺經〉摩崖刻經のある千佛洞石窟・刻記に關する詳細な報告と考察は、本論と一對を爲すものとして「中國における末法思想隆普の一齣—新發現『金棺經』所刻石窟における刻記の釋讀研究—」（『立正大學大學院紀要』第三六號、令和二（二〇二〇）年三月）にて公表した。そこにおいて、この〈金棺經〉經文鏤刻の時期については、石窟開鑿と同時期であつて、隋の開皇一五（五九五）年秋以降、仁壽二（六〇二）年前後と推定した。よつてこの刻經は、（二）が刻まれた開皇九（五八九）年より十年前後を経た時期のものということになる。

なお先の拙論において、此處の石窟刻記が『道光』河内縣志』卷二〇・金石志上に「隋窄澗谷太平寺殘碑」として取り上げられていたことを紹介した。ここでは彼の石窟刻記に續けて、この〈金棺經〉刻經に係る刻記が一連の文面のように採録されていたが、両者は區別されなければならないものである。前の拙稿で詳細には紹介しなかつた刻經の刻記の内容は、後掲の比較表に掲載した。

〔三〕金棺敬福經

…三種のテキストあり。いずれも具名は『如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經』。

F 陝西麟游慈善寺石刻本

この刻本は、當該石經冒頭に「如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經 一卷」と記す。

かつて『考古』（一九九七年第一期）誌上で常青氏により經文が報告された（陝西麟游縣慈善寺南崖佛龕與《敬福經》的調查）が、それにおける脱文や不十分な釋文を修正した東野治之「慈善寺石窟所見《敬福經》銘刻研究」（西北大學考古專業・日本赴陝西佛教遺迹考察團・麟游縣博物館〔編〕『慈善寺與麟溪橋・佛教造像窟龕調查研究報告』（中文・簡體字）、北京・科學出版社、二〇〇二年七月）が公刊された。さらに同氏の「陝西省麟游縣慈善寺石窟所見『敬福經』銘刻の研究」（東野治之『大和古寺の研究』、東京・塙書房、二〇一一年一月）においては、同氏前者で中文翻譯の際に省略されていた内容を掲載し、且つ釋文を原刻文字に即した形にして再報告された。その原資料は、すでに四割ほどの文字が殘損により失われていたものである。

東野氏の論考は、常青氏が「前業」と判讀した字句を「前

業」すなわち（前業）と讀み、前業とは前世の意で、太宗李世民的「世」字の避諱により業の文字中の世を避けて「業」に改めたもので、文脈から判斷して「業」ではないとされた。また「民」字の第四畫の脱落があることも擧げられた。これらの避諱は、顯慶二（六五七）年十二月に「庚午、改昏業字。」と發された詔によるものであるから、本刻經の鏤刻時期はここが上限であるとされた。また下限については、「初唐の風韻を備えた引き緊った書風や、武周新字（筆者補足・則天文字の最初の制定は載初元（六八九）六九〇）年で、以後數文字が増えられ、公的には神龍元（七〇五）年に廢止されるまで使用された。」が全く用いられていないことを考慮すると、六九〇年ごろ以降には降らないと見るべきである。顯慶二年の改字が一般に浸透するまで、若干の時の經過が必要であったろうことを勘案するなら、この銘文の年代は七世紀末に近いころと考えるのが妥當であろう。」とされた。

しかし氏が釋讀された「前業」は、後に紹介する房山石經本では明らかに「前業」となっている。意味の上でも「業」は佛教用語の「カルマ」として解され、「前業」は（前のカルマ）すなわち過去世に作った宿業の意となり、「前世に三尊を敬わず、雜（いろ）に不善を行つた」ことを因として、例えば「地獄に生まれる者多く、天に生ずる者少なし」という果が生じる、

と經文は説くのである。すると鏤刻時期の上限は、これを論じた「葉」字避諱の根拠が失われたことになる。また先の詔の趣旨は、「昏」「葉」という文字の構成部分に對する制約のみを定めたものである。本来の「世」「民」に對する避諱は、『舊唐書』卷二「太宗本紀」によれば、武德九（六二六）年六月に李世民が玄武門の變によつて皇太子李建成を除き、同月甲子に自らが皇太子となつて實權を握ると、同月己巳に、本来の禮に從つて「世民」の二字を連ねるのでなければ一文字のみが該當してもこれを偏諱する必要は無い、とする令を出している。同年八月に高祖が退位し、自らが皇帝位に即いた後も同様の措置であつたようで、太宗朝の重心李世勤が太宗の諱の世字を避けて李勤と名のようになったのは、太宗崩御後の高宗の永徽年間（六五〇～六五五）とされる（『舊唐書』卷六七「李勤傳」）。したがつて、鏤刻時期の上限は顯慶二（六五七）年よりもさらに時間を測る可能性を生じたことになるが、この遺跡の石窟との關係や造像様式などから総合的に考え直す必要があるであろう。本稿では大まかに七世紀の刻本と見ておく。

G 敦煌遺書S二〇八號本（斷片一葉）

このスタイン蒐集の寫本は、『大正新脩大藏經』第八五卷・

疑似部にも收められており、經の首部に當たる一紙のみで、題目も含め九行までを存するものである。一行字數は最大で二〇字、不均等であり、一般に行一七字もしくは一四字とする佛經書寫の軌範に則つていないといえるものではない。經文は、房山石經刻本の首部とほぼ同じで、一文字多い部分があるものの、意味の上では違いが無い（S：須菩提白佛言 房・須菩提白言）。また經文の前に「新西方胡國中來／出皇涅槃中」とある字句は、房山石經刻本と全く一致し、その近縁性が窺われる。

H 唐・開成四（八三九）年四月八日刻房山石經刻本

石經には、具名として經首に「如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經」と記すほか、經本文の末尾に「如來在金棺涕泣囑累（經）」、また「清淨莊嚴敬福經」との異名を記し、また經後には「佛說敬福經」と記す。

房山石經本は、鏤刻の時期は下るが首尾整つた完本であるため、後掲の比較表の〔三〕に用いるものである。その拓影は、中國佛教協會・中國佛教圖書文物館（編）『房山石經』隋唐刻經三（北京・華夏出版社、二〇〇〇年五月）に收められている（圖二・三参照）。

前述の侯旭東氏が整理刊定したもう一方の「如來在金棺囑

累清淨莊嚴敬福經」は、この房山石經本を底本とし、Fの陝西麟游慈善寺石刻本、Gの敦煌遺書S二〇八號を校合本として、文字を取捨選擇したものである。次節の比較表は、原資

料間の文字の比較を主眼とするから、文字についてはできるだけ忠實に反映しており、よって侯氏による文字の吟味については、一部を除き取り上げないこととする。

四 金棺經テキスト比較表および考察

表の凡例 本表の「数字」とアルファベットは、前節の諸テキストのそれに對應する。「二」と「三」は拓本の判讀を主としつつ、CBETAのデータも援用した。句讀點の用法や對話の發言を示す括弧の表記は、概ねCBETAに従っており、「二」の釋文もそれに準じて表記している。

文字形は、とくに「一」には異體字が多いため、ユニコード等にも收められていない字形の部分はCBETAに準じて記載した。「一」・「二」における闕落部分の文字數は、Aの拓本から推算した。

〔二〕…具名は『佛在金棺上囑累經』、本表では金棺囑累經と略稱。Aを主底本、Bを副底本、Cを校本とした。

■ … A・Bの闕字・殘損字を、Cの釋文により補入。

〔一〕… A・B・Cの闕字・殘損字を、〔三〕の刻字拓影により補入。

（ ）… 筆者による推定文字數等の補記。

…〔三〕に對して相違し、とくに文意を異にする、もしくは〔三〕に無い箇所。（ただし本經末尾部分に〔三〕で増廣付加された箇所は対象としない。次の〔二〕においても同様とする。）

〔二〕… 具名は不明。本表では刻經の刻記により（金棺經）と稱する。

…〔三〕に對して相違する箇所。該當は一箇所。「一」における相當箇所は文字を一部闕くものの、推算闕字數から見て、その文字列は概ね「一」と「二」で一致すると判断される。

…(一)に對して相違する箇所。該當は一箇所。(二)・(三)にはこの文字列が存在するが、(一)には無い。

(三)…具名は『如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經』、本表では金棺敬福經と略稱。

共通…

- …空格
- ／ …原資料における改行箇所
- …原資料における残損字
- ▽ …取意により本義の文字を假定

(一) 金棺囑累經	(二) 〈金棺經〉	(三) 金棺敬福經
<p>一 佛在金棺上囑累經／</p> <p>二 如是我聞…壹時佛在(…中闕約一四字…);</p> <p>三 垂入金棺, 欲焚其身, 偏坐金棺楯上; 雙</p> <p>四 目出淚。無量天菩薩眾、天龍／八部等悉</p> <p>五 皆生疑。解(…中闕約一四字…)</p> <p>六 眾仰請決疑, 不審聽不?」</p> <p>七 佛言…「任說。」</p> <p>八</p> <p>九</p>	<p>〔遺存するのは經文前半一六行のうち、下部の五〜一文字のみ。上部は嚴表面の剝落により闕損。原刻は毎行約三五字前後〕</p> <p>…身, 偏坐金棺楯／</p> <p>…白佛言…「世尊, 今／</p>	<p>如來在金棺囑累清淨莊嚴敬福經</p> <p>○新西方胡國中來, 出皇涅槃中○○○</p> <p>如是我聞…一時佛在拘屍那城娑羅雙樹間說涅槃訖竟, 垂入金棺, 欲焚其身, 偏坐金棺／楯上; 雙目出淚, 放光動地。無量大菩薩眾、天龍八部等悉皆生疑。</p> <p>○爾時, 須菩提白佛言…「世尊, 今欲普爲大眾仰請決疑, 不審聽不?」</p> <p>佛言…「任汝所請。」</p>

一〇	須菩提言：「世尊，如來恆說涅槃常樂，永無生死，何由今坐（…中闕約一二三字…）」	…常樂，永无生死／	須菩提白言：「世尊，如來恆說涅槃常樂，永無生死。何由今坐金棺槨上，涕淚交流，令眾疑也？」
一一	「須菩提，吾今欲說，汝已請問。吾亦不為涅槃生苦而懷泣邪。汝等諦聽！善思念之，吾今為說。（…中闕約一二三字…）」	…亦不為涅槃／	佛言：「須菩提，吾今欲說，汝已請問，吾亦不為涅槃生苦而懷泣耶。汝等諦聽！善思念之，吾今為汝等說。我去世後當來末劫之之時，比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷等所寫經造像悉不如法，是故愍之。」
一二	比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷、善男子等所造經像悉不如法，是故愍之。」	…時，比丘、比丘／	○須菩提言：「世尊，何者是法，何者非法？」
一三	須菩提言：「世尊，何者是（…中闕約一二字…）」	…何者是法？佛言／	佛言：「若未來世四眾，善男女等所寫經造像，望顏逐意，濫取匠手，雖寫經造像極多，獲福甚少…若有精誠，所造雖少，獲福甚多。」
一四	等所造經像，望顏逐意，濫取匠手，雖造經像極多，獲福甚少…若有精誠，所造雖少，獲福甚多。」	…甚少…若有精誠／	○須菩提言：「世尊，何故造多福少，造少福多？」
一五	須菩提（…中闕約九字…）福少，造少福多？」	…多？／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
一六	佛言：「善男子，造經像法，嚴持淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，（…中闕約九字…）」	…男子，造經像法／	佛言：「善男子，造經像法，嚴持淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。是法，酒肉五辛永乖勿，妻室之宮，亦莫近之。」
一七	後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。是法，酒肉五辛永乖勿，妻室之宮，亦莫近之。」	…燒香禮拜，然後捉／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
一八	歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
一九	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
二〇	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
二一	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
二二	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
二三	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
二四	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約
二五	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約	…之宮，亦莫近之。歲／	佛言：「善男子，寫經造像法…嚴治淨室，香湯灑地，懸繪幡蓋。經像之師，別作淨衣，大小便利，澡浴入室，燒香禮拜，然後捉筆捉鑿之具，寫典刊容。造幡華亦爾清淨。是法，酒肉五辛永不莫近，妻室之宮，亦莫近之。歲三、月六，不得有闕。如是（…中闕約

三二 八字…)

三三 合消供養。經象主莫論道，雇經象之匠莫

三四 云客作，造訖布施，二人獲福，不可／度

三五 量。欲說其福，窮劫不盡。受吾…中闕

三六 約五字…子。」

三七 ○須菩提白佛言：「世尊，比丘之中作經象

三八 師合取直不？」

三九 佛言：「不得取價直！賣父／母取財，逆過

四〇 三千，真是天魔，急難…中闕約二字

四一 …，非我眷屬。」

四二

四三 「善男子，安經案處，安象處，方圓百由

四四 旬，諸天擊華香，四箱（▽廂）供養，肉

四五 眼不見。若／造經象，精誠敬心，乃至一

四六 竭（▽偈），象□擗指，其福最大。

四七 佛不妄語。善男子等若欲造經象，先誦此

四八 典，然後營造，得福無量。」

四九 「善男子，當來／末劫五濁惡世，四眾、

五〇 善男子、善女人等所造經象直欲解願，所

五一 有匠手覓財。不取上勝賢善之人，直□不

…□「論」□「雇」經（三字闕）／

…「盡」。受吾□制「是」□「真」子。

「如」□□／

…□取直□。

□「言」…「不得取價直」／

…「尼」、「優」四字闕「是」。其若還／

…□花香，四／

…善男子□／

（以降、摩滅および石窟前壁崩落により
文字不明）

闕，長齋最上。如是，經像之師真是大士，

合消供養。經像主莫論道，雇經像之匠莫

云客作，造訖布施，二人獲福，不可度量。

欲說其福，窮劫不盡。受吾約／制，是佛

真子。如是精誠，造少福多。」

○須菩提白佛言：「世尊，比丘、居士之中

作經像師合取直不？」

佛言：「不得取價直！賣父母取財者逆過三

千，真是天魔，急難吾佛法，非我眷屬。

比／比丘尼、優婆夷亦如是。其若還直，

得罪無量。何以故？由吾出家，得免王使

故。善男子，安經案處，安像處，方圓百

由旬，諸天擊華香，四箱供養，肉眼不見。

若寫經造／像，精誠敬心，經至一偈，像

如擗指，其福最大。

佛不妄語。善男子等若欲寫經造像，先誦

持此典，然後營造，得福無量。

善男子，當來末劫五濁惡世，四眾、善／

男子、善女人等所寫經造像直欲解願，所

有匠手覓財。不取上勝賢善之人，直取不

五二 言▽識□相者以爲師匠。／

五三 飲酒、食肉五辛之徒、不依聖教、雖造經
五四 如微塵數、造象如微塵數、其福甚少、蓋
五五 不足言。劫燒之時、不入（：殘損約四字
五六 …）。勞 ■ 功少、不 / 敬之坐、死入地
五七 獄。主匠二人無益、諸天不祐、不如不造。
五八 直心禮拜、得福無量。」

五九 ○「善男子、經主、象主、[▽]（：殘損約
六〇 七字：）茲悉是 / 過去人士、但由耽著惡
六一 識、不記宿命。吾今欲說、永劫不盡。」

六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一

識法相者以爲匠。

飲酒、食肉五辛之徒、不依聖教、雖寫經
如微塵數、造像如 / 微塵數、其福甚少、
蓋不足言。劫燒之時、不入海龍王藏。勞
如功少、不敬之坐、死入地獄。主匠二人
無益、諸天不祐、不如不造。直心禮拜、
得福無量。如向所列、造多福少。」

○須菩提白佛言：「世尊、經像、邑義所有
財物、牛驢合生息不？」

佛言：「不合。其若取者、時還得福、稽留
得罪、邑人有憊、不如不造。」

須菩提白佛言：「世尊、邑人有物若多若
少、或豐或儉、一人欲得造經作像、一人
不欲得作經像、待物貴造作、是理合不？」

佛言：「不合、遮止。其若遮止、世世惠

〔刻經の刻記。遺跡崖面の經文に向かっ
て、その左下隣りに位置する。〕

* * * * *

□□并事（以下闕）
千佛堂主尋（以下闕）
丘尼僧華（以下闕）
金棺經（以下闕）
（以降剝落により闕損）

七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇

目。止得進造，莫問多少，造成得福。若規世利，死入地獄。人身不恆，劫變不定。脫有水火、盜賊，虛失福物，結果不就，幾許誤哉！第一速造，慎莫出息。」

須菩提白佛言：「世尊，若有國主、宰相、貴勢之徒，抑於細民，所造經像，不還施直，得福德不？」

佛言：「若免王使，即是細民價值。其若不免王使，必還布施，當經像師心，得福無量。若欲具說，窮劫不盡。」

須菩提白佛言：「世尊，經像師不論價直，經像主不還布施，得福不？」

佛言：「善／能具問。道徒喜生現孤人者，何名脩福人也！」

佛言：「善男，吾直已方便使二人獲福，不使論其價直，遂即不酬布施，敗人善心，善何獲乎！量其巧功，依法施之。吾先餘經中說：『一點一畫，／價直娑婆，何得賤寶虛施？』」

九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇
一〇一
一〇二
一〇三
一〇四
一〇五
一〇六
一〇七
一〇八
一〇九
一一〇

須菩提白佛言：「世尊，末世惡人雖有福物，自多潤用，所有財者無多。經像師營福以說，布施不稱匠心，又無券書可記，福就不還，有善果不？」

佛言：「譬如有入無耳無鼻，眼復瞎瞎，何假明鏡睹其面像？必有地獄重受，何待問也。」

佛言：「善男子，吾今囑累專為末世眾生食經像時返逆者。眾營多虛少實，道心華薄，福財寬利，多求名聞。我今造福，勝於餘人割截福所造齋會，羅門斷戶，望意食人。吾見此末世，垂淚說此遺言。」

善男子，當來末世劫欲盡時，割截福物人不用聞此言：比丘、居士客作經像師，不用聞此言。吾慮眾生困苦者多，出溺者少；在六畜者多，在人道者少；飢貧者多，富樂者少；殘患者多，具相者少；短命者多，長壽者少；愚癡者多，黠利者少；造惡者多，作善者少；在地獄居者多，生天者少。何以故？寔由眾生前業，不敬三

一一一

尊，雜行不善，致有差別也。

一一二

汝須菩提，汝向所問寫經造像，本無券書，

一一三

有不布施，善哉有理。後代惡人，虛假無

一一四

實，敗善根人所寫經造像，雖不置券，／

一一五

仰好作施名。不得論物多少，已防有虛。

一一六

凡夫根淺，未得實根。

一一七

善男子，我本在定光佛末法之中作遊行經

一一八

生，至天羅城邑，寫經不論價直。其時經

一一九

主許施金錢一萬寫《般若波羅蜜》。我寫經

一二〇

已訖，其經／主名那梨，違本自心，施我

一二一

半錢。吾心歡喜，況願受之。那梨在後，

一二二

本契不具，落在地獄五千劫，寫《般若》

一二三

因緣，得出惡趣。善男子，雖不作券，但

一二四

置施名，異於俗法，得福無量。

一二五

善男子，所寫經造像，不／□□書□□作

一二六

施「名」□□心和合□□相□□「果」就，不

一二七

遠也。善男子，經生之法，不得，乙字顛

一二八

倒，重字著點，五百萬世，墮迷惑道中，

一二九

不聞正法。像師作像，不具相者，／五百

一三〇

萬世，諸根不具。第一盡心爲上，妙果先

昇。」

- 一三一
- 一三二
- 一三三
- 一三四
- 一三五
- 一三六
- 一三七
- 一三八
- 一三九
- 一四〇

<p>入涅槃時至，不得久居，略況〔▽〕遺言，大眾〔流通，莫生懈怠。〕</p>	<p>說此經說〔色〕〔▽〕已，金／棺忽閉，火起焚影，菩薩，大〔眾〕悲號咽絕。於即如來聲止滅去，大地傾動，眾生失蔭。大眾奉行。</p>
<p>須菩提白佛言：「世尊，當何名斯經，云何奉持？」</p> <p>佛語須菩提：「此經名《如來在金棺涕泣囑累》，亦名《清淨莊嚴敬福經》，如是受持。今涅槃時至，不得久／居，略說遺言。大眾流通，莫生懈怠。」</p>	<p>說此經說已，金棺忽閉，火起焚影。菩薩眾悲號咽絕。於即如來聲止滅去，大地傾動，眾生失蔭。大眾奉行。○佛說敬福經一卷</p>

表の註

(一) 侯旭東氏は取意により、箱を廂とする。これに従う。

五 金棺囑累經 傍譯

金棺經の原型と見られる『金棺囑累經』について、その原文を前節比較表中に示し、本節では補釋・語註を加えながら現代語に翻する傍譯を行った。

対象を該經に定めたのは、筆者が調査を行った窄澗谷太平寺摩崖

の(一)《金棺經》が、遺存の文字數は非常に少ないながら、(二)『金棺囑累經』(章仇禹生造像碑)とは鏤刻年次も近く、さらに兩者の内容に一定の近縁性が窺われるためである。すなわち、表中(一)《金棺經》の~~~~波線部と、これに對應する(二)の箇所とは、(一)の闕字數から考えて、この部分は兩者で文字を同じくしていたことが推定され、(三)『金棺敬福經』とは異なっていることが看取され

るのである。

しかし一方で、表中(二)の二重波線部については、對應する表現が(一)には無いが、(三)にはあり、(二)は(三)とも一定の近縁性があることが判る。そうしてみると、(二)〈金棺經〉は、(一)と(三)の中間形態を示しているとも考えられる。

また(三)は、且に唐後半期鏤刻の完本が遺り、且つまたFは七世紀の刻本であり(一)や(二)と時間的にさほど遠くないという面もあるものの、經文の後半部で大幅に増廣された内容は、經像制作に伴うこまごまとした金錢授受の在り方や布施の在り方、貴勢と細民での在り方の相違など、より具體化された話題の設定となっており、そこに經の前半(すなわち金棺囑累經に當たる箇所)との質的差異が看取されるものである。

これらを考慮した結果、本傍譯では(一)を主対象とすることとした。

凡例

「」…『金棺囑累經』の殘損箇所を『金棺敬福經』により補った部分

■…『金棺敬福經』による増廣部分(同經後半の大幅な増廣は省略)

〔〕…筆者による補譯

譯文

このように私は聞いた。

ある時、佛は「拘屍那城の娑羅雙樹の間に在つて涅槃について説きおえ、」金棺に入りその身を火葬に付そうとした時に、偏に金棺の載る車に坐し、目には涙を流し、「光を放つて大地を動かした。」
數え切れないほどの大菩薩眾・天龍八部らは皆、「なぜこのようなことが起きているのだろうか」と疑念を持った。

「その時、須菩提が佛に申し上げて言つた。「世尊よ、今あまねく大」眾のために、「皆の」疑念をお晴らしくください。くわしくお聽かせいただけますか？」

佛は言つた。「汝の願いに應えよう。」

須菩提が申し上げた。「世尊よ、如來はつねに、涅槃は常樂であり、永しえに生死(の苦)が無いことを説かれました。どうして今、「金棺の載る車に坐り、涙を流し、大眾に疑念を生じさせるのですか？」

佛は言つた。「須菩提よ、今から説き明かそう、汝が發した問いについて、私が大いに涅槃には苦を生ずることは無いと語つていながら(今自らの涅槃を前にして)涙していることについて。皆よく聽いて、思念せよ、私は今、皆のために説き明かそう。「私が世を去り、これから來るであろう末劫の時における、」比丘・比丘尼・優婆

塞・優婆夷らによる寫經や造像はことごとく如法のものではないであろう。この故に愍しむのである。

須菩提が申し上げた。「世尊よ、何が「法に適ったものであり、何が法に適っていないもののですか？」

佛は言った。「もし未來世の四眾・善男・善女らの」「志による」寫經や造像が、彼らの顔色を窺いその恣意に従おうとする細工師の手によって濫りに造られるならば、寫經や造像の数が極めて多かつたとしても、その福は甚だ少ない。もし精誠のものであるならば、數少なかつたとしても、その福は甚だ多いのである。」

須菩提は「言った。「世尊よ、「前者は」なぜ寫經や造像の数が極めて多くとも」その福は甚だ少なく、また「後者は」なぜその数が少なくともその福は甚だ多いのでしょうか？」

佛は言った。「善男子よ、寫經や造像には法がある。「そのための」室は嚴かに淨め、香湯をもつて地を灑ぎ、繪幡蓋を懸ける。經像の師は、別に淨衣を作り、その大きさは利便にしたがってよく、「澡浴して室に入り、燒香禮拜し、然る」後に筆や鑿などの道具をとり、經典を寫し尊容を刊る。幡華を造る場合も亦た同様に清淨にする。この法は、酒肉五辛を永く近づけず、妻室も亦たこれを「近づけてはならない」。歳の三長齋月、月の六齋日に、「この期日には在家の信者も遵守すべき不得過日中食戒に従って午後には食事をせず、素食を最上とすることを」闕けること無く行う。このようにすれば、

「經像の師は眞に大士であり、愴然とした」供養というに値する。

「このようにすれば」經像主が道を論ずること無く經像の匠を雇つても單なる雇われ細工師ということにはならず、造りおわつてこれを布く施せば、兩人の福を獲ることは度量することができない「ほど多い」。その福を説こうとすれば、劫を窮めたとしても盡きない。私「佛陀」の「約制を受ける者は、これ佛の眞の」子である。「このように精誠であれば、「寫經造像を」造ることが少くとも、福は多いのである。」

須菩提は佛に申し上げて言った。「世尊よ、比丘・居士」の中で經像の師となる者がいた場合は、經像制作の對價を得るべきでしょうか？。それとも、そうすべきではないのでしょうか？」

佛は言った。「對價を得るべきではない。「例えば『佛說目連問戒律中五百輕重事』に佛像を賣る罪は父母を賣る罪と同じである、と説くように」父母を賣つて財を得る者は逆過三千にあたり、眞にこれは天魔（の所行）であり、急に「私の佛の法を離れる者であり」、私の眷屬ではない。「比丘尼・優婆夷「が賣ること」も亦た同様である。もし還ひ賣るならば、その罪を得ることは無量である。なぜか？。私「たち」は出家「という立場」により、王による命令を免ぜられることを得ている「ことにより、商賣等には關わらず、また納税も免ぜられている者である」ためである。」善男子よ、經典を安置する處、像を安置する處は、東西南北四維上下の百由旬にいたる

まで、諸天が華香を撃げ、四周に供養し、肉眼には見えない〔が、祐け護っているのである〕。もし寫經・造像に精誠・敬心をもつてすれば、經の一偈であつても、像の拇指〔のごとき〕であつても、その福は最大である。佛は妄語を發さない。善男子がもし經や像を造ろうと欲するならば、先ずこの經典を誦し、然る後に營造すれば、その福を得ることは無量である。〕

〔善男子よ、これから來るであろう末劫の五濁惡世にあつて、〔比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷の〕四眾・善男子・善女人らは、造られた經や像に對價をもつて〔購入〕し心願を申し上げようと欲し、あらゆる細工師も財を覓めるものである。〔よつて〕上勝賢善の人〔が經や像を求める場合〕には對價を求めず、〔法相を識らない者からは對價を得る者〕を、〔細工師としての〕師匠と爲せ。飲酒し肉・五辛を食するの徒〔が寫經・造像すること〕は、聖教に依つておらず、經を造ることが數え切れないほどであつても、像を造ることが數え切れないほどであつても、その福の甚だ少ないこと、蓋し言うまでも無い。〔そのような者に寫經・造像させるならば、』摩訶摩耶經』が説くような、〕劫燒の時に〔海龍王が〔一切經藏を護るためにことごとく持し去つて〕その藏に〕收める、ということも行われないで〔佛法を完全なる滅盡に導くで〕あろう。〔それは〕費用や手間を掛けても功は少ないものであり、不敬の罪に坐すものであり、死後には地獄に入ることになろう。供養主と細工師の兩者ともに益の

無い所行であり、諸天もまた祐けることが無く、〔そうした經や像は〕造らないのがよろしい。直心に禮拜することが、得福無量となるのである。〕

〔善男子よ、經主も像主も……〔闕〕……これらは皆過去の人士で、ただ惡知識に執らわれていたがために、〔惡果を招く〕宿命を知ることが無かつたのである。〔よつて〕私は〔この法を〕説こうと思つたのであり、〔この法を〕永劫に滅盡させてはならないのである。〕

〔私は〕涅槃に入る時が來た。ここに長くは居られないので、遺言を略説した。〔これを〕皆は流通させ、懈怠を生ずることがあつてはならない。〕

この經を説きおわるや、金棺は忽ち閉じた。火が起きて焚かれる有り様に、菩薩・大眾は悲しんで〔佛陀の〕名を呼び、咽んで息が絶えるようであつた。如來の聲が止み滅し去るや、大地は傾動し、皆は日の光を失つた。大眾よ、〔教えのとおり〕勤行せよ。

傍譯の註

- (一) 金棺の載る車・原文はチエン・チエン・チエン・チエン 欄楯等のことではない。
- (二) 四眾・比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷。
- (三) 精誠・眞心を込めた。誠心誠意の。

(四) 三長齋月…原文は歳三。歳の正月・五月・九月。

(五) 六齋日…原文は月六。月の八日、二四日、一五日、二三日、二九日、三〇日。

(六) 素食…『金棺敬福經』原文により、長齋。長い間、飲酒・食肉などをしないこと。

(七) 儵然…『金棺敬福經』原文により、消。儵に通じる。儵然は物事に執らわれないさま。

(八) 三千…あらゆるもの。

(九) 東西南北四維上下…原文は方圓で、方形の地、圓形の天をいう。

(一〇) 四周…原文は四箱であり、『金棺敬福經』も同字であるが、箱は藥草の野鷄頭のびいとうであり意味が通じない。侯旭東氏の補正に従い、箱は廂と読み、四廂を四周と解する。

(一一) 心願を申し上げ…原文は解願。解は、申し上げる。

(一二) 數え切れないほど…原文は微塵數。

(一三) 劫燒…壞劫の末に起こる火災で、初禪天以下すべてを燒く。

(一四) 海龍王…『金棺敬福經』原文による。『摩訶摩耶經』では阿耨達龍王。

(一五) 有り様…原文は影で、景に通じる。

(一六) 日の光…原文は蔭で、日蔭を作る日光をも意味する。

おわりに

末法思想と一言でいうが、その源流はインドや中央アジアで成立した佛典中の記述にあることは、すでに大方の知るところであろう。

しかしそれが東傳した中國の地、ことに南北朝時代において、政權や傳統思想、そして道教など他教團による壓迫等を経る中で、獨自の思想運動として形成されるに至った。

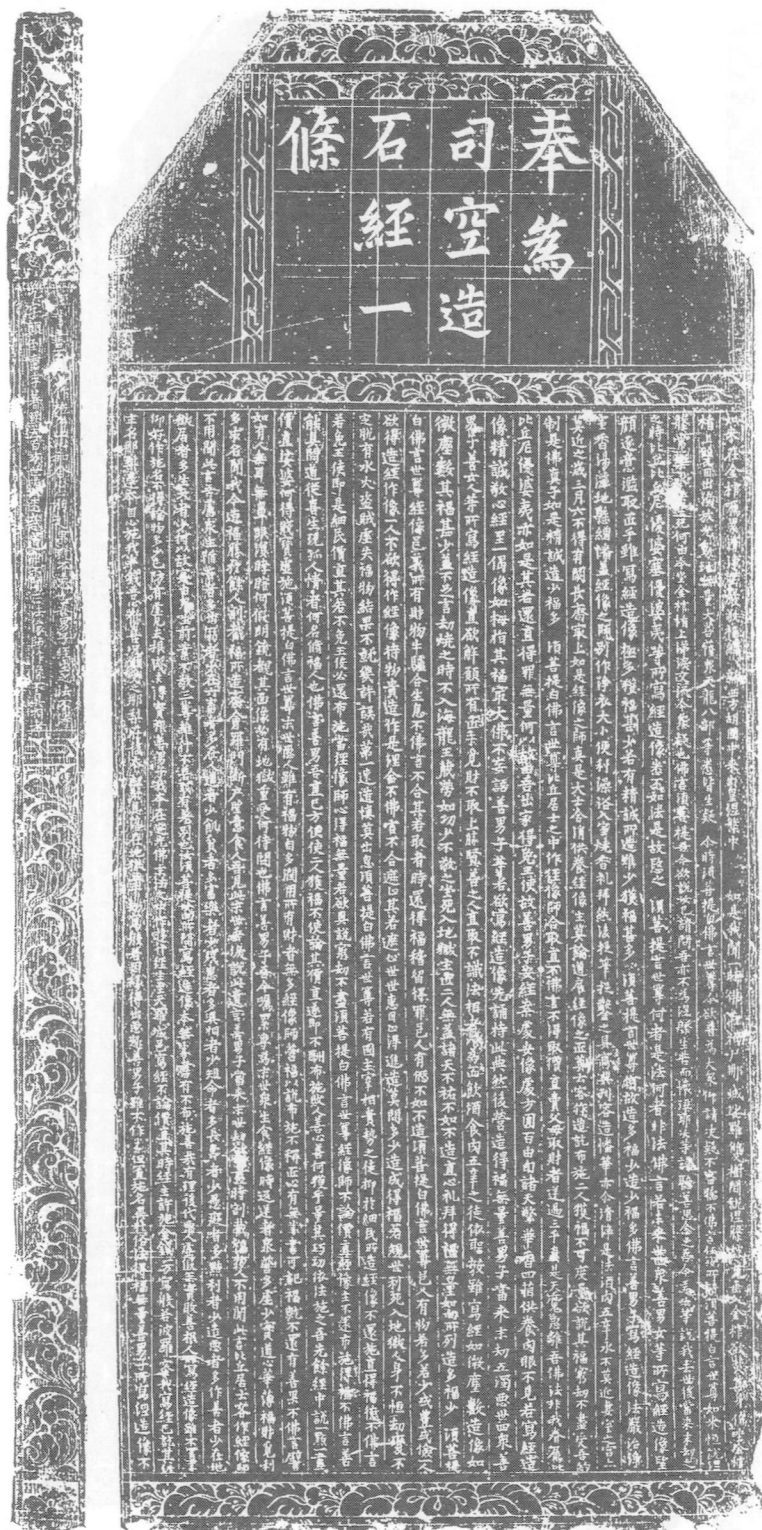
とくに五七〇年代に北周武帝による新國家宗教の建設ともいうべき政策が強硬に推し進められたことは、それまでの南北朝時代を彩るように盛行していた造寺造像活動の禁斷を意味したことはもとより、存在自體が否定された佛教教團にとっては法難以外の何ものでもなかった。五八一年にこの北周から政權を奪い、佛教重興へと政策の大轉換を圖った隋の文帝による治世は、まぎれも無く佛教教團にとつて大いなる安堵をもたらしたのであろう。しかしそのような氣運の中にも、自らの來し方行く末を觀察し、まずは自らが關わる信仰集團の在り方から見つめ直し、そこに大乘佛教教團としてのあるべき規範意識と社會に對する接し方を反省する動きがあった。

金棺經とは、佛教繁榮の一側面といえる造佛寫經に如法と非法があることを示し、僧俗にわたる教團教界に警鐘を鳴らすものであった。そしてそれは時代の風潮を自省する思考の中で成立し、人びとに廣く受け入れられ、片や隋唐代の佛教典籍に頻りに引用され、片

や房山石經の石板に刻まれるなど、現今と當來における價值を認められた佛典であつた。しかしまた、歴代の經錄編纂においては疑偽經典の範疇に區分され、入藏には堪えないとの扱いを受けてきた。結局、恐らくは唐代を最後に散佚したようであるが、それでも隋から唐初において一定の認知を得ていたことは、北朝末隋初の廢佛から興佛への轉換點において僧俗が示した、佛敎の自律的な運動による一果實であつたといふことができるだろう。

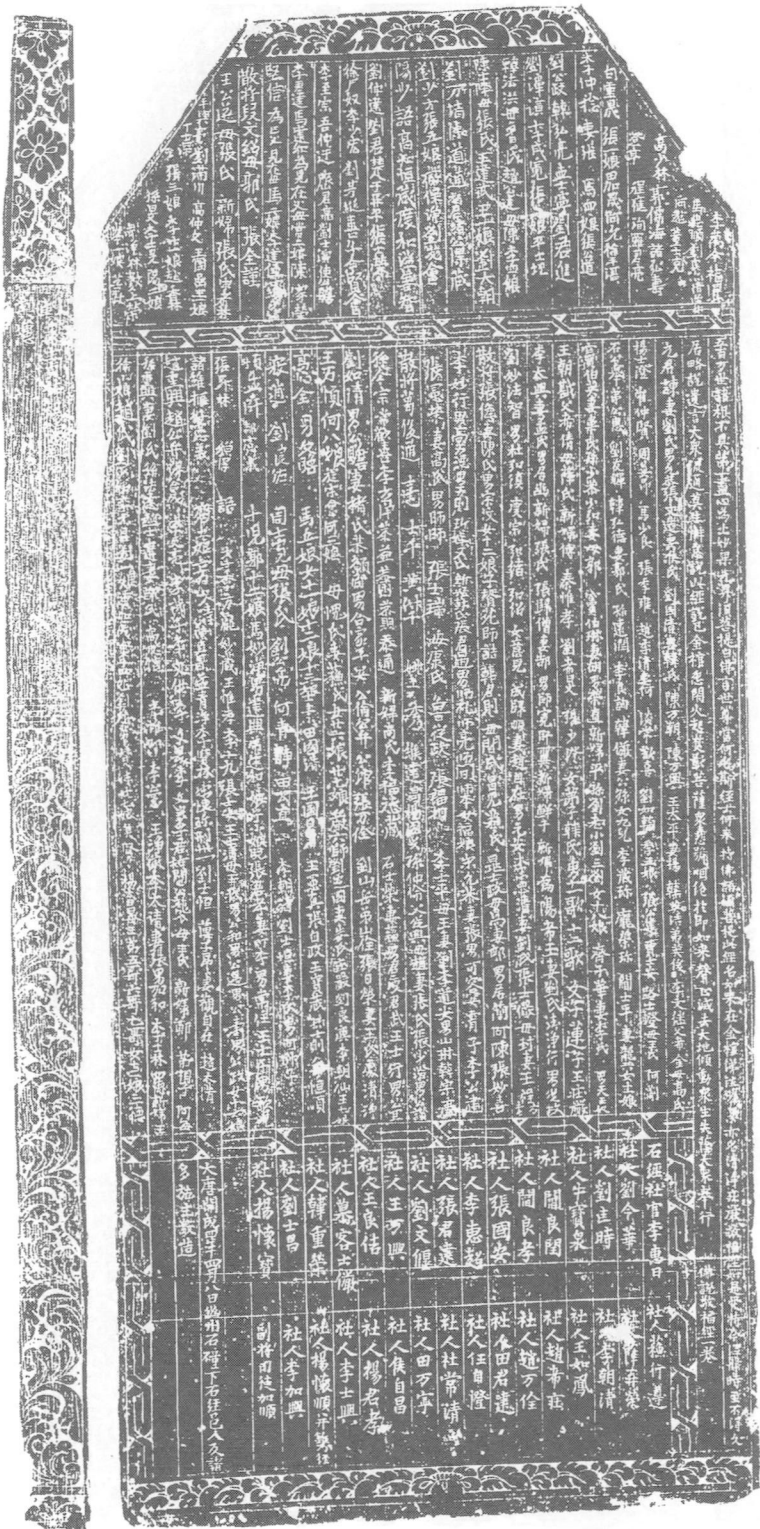
(了)

圖一 金棺敬福經・表（房山石經）（中國佛教協會・中國佛教圖書館編『房山石經』隋唐刻經三より）



中國における末法思想隆普の一齣（手島）

圖三 金棺敬福經·裏(房山石經)(同前)



Summary

One Scene concerning the Vicissitudes of the Discourse on the Latter Age of the Dharma in China : A Study on the Newly Discovered Text of the *Golden Coffin Sutra* (*Jinguan-Jing*) engraved on the stone wall of the Buddhist cave temple

Isshin TEJIMA

It is recognized that the *Golden Coffin Sutra* (*Jinguan-Jing*, 金棺經) was produced in the end of the Period of Northern and Southern Dynasties in China, and the sutra contained the discourse on latter age of the Dharma. There were only a few remains that showed the text of the sutra so far. The oldest text remains on the back of the stone stele of the Buddhist statue, which was built in CE 589 under Sui 隋 Dynasty. After that, the many contents were added to the original sutra. The text on the stone slab engraved in the 9th century Tang Dynasty was made by the text added many contents, and it contains almost no missing letters.

In the previous article, I published that I discovered a fragmentary text of the *Golden Coffin Sutra* engraved on the outer stone wall of the cave site, called Taipingsi Temple Cave 太平寺摩崖 in Zhajjian Valley 窄澗谷, Qinyang City 沁陽市, Henan Province 河南省. And as a result of further research, I released that the sutra was engraved along with the building of the stone cave temple and with the making of the inscription which described its background in the late 6th century to early 7th century, etc.

The first purpose of this article is to clarify the position of the newly discovered text of the sutra through comparison with the texts of several versions, and the second purpose is to clarify the meaning of the sutra at this cave temple.

As a result of the consideration, I made clear the following points : First, the newly discovered text of the sutra was slightly different from the oldest text in existence, but it was still similar to the oldest one. Second, based on the fact that the inscription of the

cave temple praised the sincere spirits of the donors, and the fact that the original purpose of this sutra emphasized the necessity of the sincere spirits in the time of transcription of any Buddhist sutras and imaging Buddhist statues, it was revealed that the purpose of engraving the sutra at this site was to criticize a trend which had valued only making books by transcription of sutras and imaging Buddhist statues. It was also revealed that the creator (the monk named Guifa 貴法) and the donors of the cave temple had not forgotten the crisis consciousness of the discourse on latter age of the Dharma beginning from the end of the Northern and Southern Dynasties, despite that Emperor Wen 文帝 of Sui 隋 Dynasty implemented the revival policy of the Buddhism at that time. Besides, it seems that the situation appeared as an autonomous movement within the religious community.